

平成 27 年 3 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 27 年 3 月第 2 回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 2 号	平成 26 年度 人吉市一般会計補正予算（第 8 号）
議第 3 号	平成 26 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 4 号	平成 26 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 5 号	平成 26 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議第 6 号	平成 26 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 7 号	平成 26 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 8 号	平成 26 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 9 号	平成 27 年度 人吉市一般会計予算
議第 10 号	平成 27 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 11 号	平成 27 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第 12 号	平成 27 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 13 号	平成 27 年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第 14 号	平成 27 年度 人吉市介護サービス事業特別会計予算
議第 15 号	平成 27 年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第 16 号	平成 27 年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 17 号	平成 27 年度 人吉市国民宿舎特別会計予算
議第 18 号	平成 27 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 19 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 20 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 21 号	人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
議第 22 号	人吉鉄道ミュージアム MOZOC Aステーション 868 条例の制定について
議第 23 号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議第 24 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正

	する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第 25 号	人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議第 26 号	人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について
議第 27 号	人吉市教育支援委員会設置条例の制定について
議第 28 号	人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
議第 29 号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 30 号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議第 31 号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議第 32 号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 33 号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 34 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて
議第 35 号	公平委員会委員の選任につき同意を求ることについて

- 議第 19 号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 20 号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 21 号 人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議第 22 号 人吉鉄道ミュージアムMOZOC Aステーション868条例の制定について
- 議第 23 号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 24 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第 25 号 人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議第 26 号 人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について
- 議第 27 号 人吉市教育支援委員会設置条例の制定について
- 議第 28 号 人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
- 議第 29 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30 号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議第 31 号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 32 号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 33 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 27 年 2 月 24 日提出

人吉市長 田中 信孝

## 議第19号

### 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「を承認されている職員」を「として特別休暇（勤務時間条例第14条に規定する特別休暇をいう。）を与えられている職員」に、「当該育児時間」を「当該特別休暇に係る時間」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の規定による育児時間として与えられる休暇を承認されている場合あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

部分休業をすることができる職員の範囲の変更等を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 20 号

### 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 号中「(結核性疾患にかかり、長期の休養を要すると認められる場合にあっては、1 年以内の期間)」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

職員の病気休暇について、結核性疾患に係る特例を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 21 号

### 人吉市土地開発基金条例を廃止する条例

人吉市土地開発基金条例（昭和 46 年人吉市条例第 7 号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（基金財産の取扱い）
- 2 この条例の施行の際、基金財産のうち、現金については、人吉市庁舎建設等基金に繰り入れるものとし、固定資産については、当該固定資産を管理している課へ移管するものとする。

##### （提案理由）

土地開発基金として所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

## 議第22号

### 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例

#### (設置)

第1条 明治時代の鉄道の姿を残す肥薩線を、100年の歴史を今に伝える文化遺産と捉え、肥薩線の歴史的・文化的価値を未来へと継承し、もって地域振興に寄与するため、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868
- (2) 位置 人吉市中青井町字上青井田343番地14

#### (業務)

第3条 ミュージアムは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 肥薩線の歴史的・文化的価値等についての情報を発信する業務
- (2) 人吉・球磨地域の観光振興拠点としての業務
- (3) 鉄道案内ガイド、子どもの教育に係る地域団体等との連携を図るために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ミュージアム設置の目的達成に必要な業務

#### (職員)

第4条 ミュージアムに、館長その他の職員を置く。

#### (入館料等)

第5条 入館料は、無料とする。

- 2 ミニトレインの使用料は、1乗車につき100円とする。
- 3 レイルバイクの使用料は、1回につき100円とする。

#### (使用料の減免)

第6条 市長は、必要と認めるときは前条に規定する使用料を減額又は免除することができる。

#### (入館の制限)

第7条 市長は、入館者（入館しようとする者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退去させることができる。

- (1) 公益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 展示品又は施設設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公序良俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。  
(損害賠償)

第8条 入館者が、ミュージアムの施設、附属設備、展示品若しくは機材機器を破損し、又は滅失した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(所管)

第9条 ミュージアムの管理及び運営は、総務部自治振興課肥薩線世界遺産推進室が行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、人吉鉄道ミュージアムMOZOCASテーション868を設置するため、新たに条例を制定するものである。

## 議第 23 号

### 人吉市消防団条例の一部を改正する条例

人吉市消防団条例（昭和 26 年人吉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「推せん」を「推薦」に、同条第 1 号中「居住する年齢満 18 歳以上」を「居住又は勤務する満 18 歳以上」に改める。

第 3 条中「512 人」を「559 人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### (提案理由)

機能別消防団員の増員に伴い、団員の定数等を変更するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第24号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(人吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 人吉市特別職報酬等審議会条例（昭和40年人吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

別表第1副市長の項の次に次のように加える

教育長	543,000円
-----	----------

(人吉市長等の退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第3条 人吉市長等の退職手当の支給に関する条例（昭和54年人吉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 在職期間1月につき給料月額の100分の20

(人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の廃止)

第4条 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例（昭和31年人吉市条例第38号）は、廃止する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	教育委員会	委員長	月 52,700円
		委員	月 43,000円

を「教育委員会委員 月 43,000円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する人吉市教育委員会の教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、人吉市教育委員会の教育委員として在職する間は、第1条の規定による改正後の人吉市特別職報酬等審議会条例第2条の規定（「副市長」の次に「、教育長」を加える部分に限る。）、第2条の規定による改正後の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表第1の規定、第3条の規定による改正後の人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第1条及び第3条の規定、第4条の規定による人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の廃止並びに第5条の規定による改正後の人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の人吉市特別職報酬等審議会条例第2条の規定（「副市長」の次に「、教育長」を加える部分に限る。）、第2条の規定による改正前の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表第1の規定、第3条の規定による改正前の人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第1条及び第3条の規定、第4条の規定による廃止前の人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例並びに第5条の規定による改正前の人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

#### （提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例を整理するため、条例を廃止及び一部改正するものである。

## 議第25号

### 人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し定めることを目的とする。

#### (職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

#### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育委員会の教育委員として在職する間は、この条例の規定は適用しない。

#### (提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 26 号

人吉市学校林条例を廃止する条例

人吉市学校林条例（昭和 30 年人吉市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学校林として所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

## 人吉市教育支援委員会設置条例

### (設置)

第1条 教育上特別な配慮を要する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第17条第1項に規定する子をいう。）及び生徒（法第17条第2項に規定する子をいう。）（以下「児童等」という。）に対し、適正な就学指導を行うとともに、早期からの一貫した教育支援を充実させるため、人吉市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童等への適正な就学指導及び教育支援に関する必要な事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 医師の資格を有する者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 児童福祉施設等の職員
- (4) 学識経験を有する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (調査員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育長が任命する。

3 調査員の任期は、当該特別の事項に関する調査の終了までとする。

### (委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

- 第8条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、  
教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(人吉市心身障害児就学指導委員会条例の廃止)
- 2 人吉市心身障害児就学指導委員会条例（昭和56年人吉市条例第30号）は、廃止する。  
(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「心身障害児就学指導委員会委員及び調査員」を「教育支援委員会委員及び調査員」に改める。

(提案理由)

教育上特別な配慮が必要な児童及び生徒に対し、適正な就学指導及び教育支援を行うことについて、教育委員会の諮問機関として人吉市教育支援委員会を設置するため、新たに条例を制定するものである。

## 人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例

### (設置)

第1条 食物アレルギーを有する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第17条第1項に規定する子をいう。）及び生徒（法第17条第2項に規定する子をいう。）（以下「児童等」という。）のための食物アレルギー対応の学校給食（以下「アレルギー対応給食」という。）について調査研究するため、人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) アレルギー対応給食の調査及び研究に関する事項
- (2) アレルギー対応給食の実施内容及び実施方法に関する事項
- (3) アレルギー対応給食の情報収集に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、アレルギー対応給食について必要な事項

2 委員会は、前項の事項について、その結果を人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学校関係者
- (2) 人吉市医師会に所属する者
- (3) 学校給食施設関係者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1学校評議員の項の次に次のように加える。

学校給食食物アレルギー対応委員会委員	日 5,500円
--------------------	----------

(提案理由)

食物アレルギー対応の学校給食の調査等を行うことに伴い、教育委員会の附属機関として人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置するため、新たに条例を制定するものである。

## 議第29号

### 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「35,400円」を「36,700円」に改め、同条第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「38,900円」を「55,000円」に改め、同条第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「53,100円」を「55,000円」に改め、同条第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「70,700円」を「66,000円」に改め、同条第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,300円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 88,000円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,300円

第6条に次の2号を加える。

- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 110,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 124,700円

第8条第3項中「口及びハ」を「口若しくはニ」に、「又は第5号口」を「、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口」に、「第38条第1項第1号から第5号まで」を「第38条第1項第1号から第8号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（整備法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この条において「整備法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 整備法附則第14条第3項の規定に基づき、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の人吉市介護保険条例第6条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条の規定による第1号被保険者の保険料の改定等を行うため及び同法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等について、事業開始の猶予期間を定めるため、条例の一部を改正するものである。

## 議第30号

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第31条）
- 第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）
- 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
- 第7章 雜則（第36条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

##### （一般原則）

第3条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、次のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) 人吉市暴力団排除条例（平成23年人吉市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となつ

ている法人

- (2) 人吉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人

## 第2章 基本方針

### (基本方針)

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。

### (管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤

の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

#### 第4章 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受

けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項第1号及び第2号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) 第3項第1号及び第2号に規定するファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請

について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならぬ。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るもの）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。
- (2) 適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事

業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事項に関する事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければなら

ない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示

の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存

しなければならない。

- (1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録
  - オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

## 第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の

日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。
- ア 運動及び移動  
イ 家庭生活を含む日常生活  
ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション  
エ 健康管理
- (7) 担当職員は、前号に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）

を招集して行う会議をいう。以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に

著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第1117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれ

を行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に

発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態及び口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

## 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

### （準用）

第35条 第4条及び第3章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るもの）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第7章 雜則

### （委任）

第36条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (モニタリングに関する経過措置)

第2条 人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）附則第8条第1項の規定により、この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第33条第16号イ中「指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）」とあるのは「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）」とする。

### (地域支援事業に関する経過措置)

第3条 人吉市介護保険条例附則第8条第2項の規定により、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第34条第6号中「法第115条の45」とあるのは「法第115条の45（第1項及び第2項第4号を除く。）」とする。

2 人吉市介護保険条例附則第8条第1項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は、第34条第6号中「法第115条の45」とあるのは「法第115条の45（第1項を除く。）」とする。

### (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 議第31号

### 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定により、人吉市における地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

#### (基本方針)

第3条 支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び同条第2項各号に規定する事業をいう。）を実施することにより、被保険者（法第9条に規定する者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。

2 支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

#### (職員数の基準)

第4条 1の支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1

項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
  - (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
  - (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
- (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (包括的支援事業に関する経過措置)

第2条 人吉市介護保険条例(平成12年人吉市条例第13号)附則第8条第2項の規定により、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第3条第1項中「法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び同条第2項各号」とあるのは「法第115条の45第2項各号(第4号を除く。)」とする。

2 人吉市介護保険条例附則第8条第1項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は、第3条第1項中「法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び同条第2項各号」とあるのは「法第115条の45第2項各号」とする。

##### (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 議第32号

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第6条第5項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同条第12項中「同条第1項第1号イ」を「同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随时対応サービス又は随时訪問サービス」を「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併

設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この項において「指定事業所等」という。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第135条を次のように改める。

### 第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護

に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第200条第1項及び第201条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第2条 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削る。

第83条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

第151条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

## （提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

### 議第33号

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この項において「指定事業所等」という。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

第2条 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第45条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

## （提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第34号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

多 武 芳 美

平成27年2月24日提出

人吉市長・田中 信孝

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたっては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。

議第35号

公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

中 島 祐 一

平成27年2月24日提出

人吉市長 田中 信孝

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意が必要である。